

## 第1章 次期基本方針の基本的事項

- 千葉市環境基本条例第19条の規定に基づき基本方針として策定
- 計画期間は2020年度～2030年度までの10年間とし必要に応じて見直す
- 施策は各主体に沿って展開する

## 第2章 改定の背景

- 世界の動向
  - ・2016年に国連でSDGsが採択
  - ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて17すべてのゴールの達成に貢献する
- 日本の動向
  - ・2003年（平成15年）に「環境教育推進法<sup>1</sup>」が公布
  - ・2011年（平成23年）に「環境教育等促進法<sup>2</sup>」が公布
  - ・2012年（平成24年）に「環境教育等促進法基本方針<sup>3</sup>」が策定
  - ・2018年（平成30年）に「環境教育等促進法基本方針」が改定
  - 体験活動の意義等の捉え直しと「体験の機会のある場」の位置づけの見直しが行われ、「学校」のみならず「地域」、「若者」、「大人」などの視点で今後の施策の在り方が示された
- 千葉市の現状と課題
  - ・各主体における現状と課題についてアンケート等を踏まえて整理
  - 学校、地域、行政の区分ごとに再整理（※現行の区分を整理し統合）

## 第3章 基本理念

- 環境・経済・社会は相互に密接にかかわりあっていることを理解し、SDGsが示す人類の普遍的目標を見据えつつ、体験活動を通じた主体的・対話的

で深い学びの中から、人・社会・自然のつながりを実感し、持続可能な社会をつくっていくことができる人材づくりを行う

## 第4章 実施施策

- 施策の方向性
  - 現行の基本方針において取り組んできた施策（「環境保全・創造の意欲の増進」、「環境教育の推進」、「市民・民間団体等との協働」）をESDの観点から見直すとともにSDGsと関連付けながら一層推進する（SDGs4.7、12.8、17.17）
- 見直しの視点
  - ・ESD（持続可能な開発のための教育）における支援策
  - ・ESDを実践する教育者の育成
  - ・ESDを通じた持続可能な地域づくりの参加促進
- 各主体の取組・各主体の取組を推進するための施策
  - 「資料2 別紙」参照

## 第5章 環境教育の推進体制と点検・評価等

- 環境教育の推進体制や点検方法の設定
  - ・環境教育の推進にあたっては、千葉市及び千葉市教育委員会の関係部署とともに、大学や企業、環境保全活動を行う民間団体などの機関等が、それぞれのネットワークを活かしながら、分野横断的な連携・協働を図る
  - ・点検・評価指標については検討中
  - ・社会情勢や環境教育を取り巻く状況の変化等に対応できるよう、点検・評価結果に基づき、定期的に本方針の見直しを検討する

<sup>1</sup> 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

<sup>2</sup> 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

<sup>3</sup> 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針